

平成 2 5 年

2 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会
会 議 録

開会：平成 2 5 年 2 月 2 6 日

閉会：平成 2 5 年 2 月 2 6 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成25年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

平成25年2月26日（火）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	2
◆会議に欠席した議員	2
◆会議に出席した事務局職員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇会議録署名議員の指名	4
◇会期の決定	4
◇議案第1号上程	4
◇質疑	6
◇討論	6
◇採決	6
◇議案第2号上程	7
◇質疑	7
◇討論	8
◇採決	8
◇議案第3号上程	8
◇質疑	10
◇討論	10
◇採決	10
◇議案第4号上程	10
◇質疑	20
◇討論	35
◇採決	35
◇一般質問	36

平成 2 5 年 2 月 2 6 日 (火)

◆ 議 事 日 程

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 議 案 第 1 号 上 程
- 第 4 議 案 第 2 号 上 程
- 第 5 議 案 第 3 号 上 程
- 第 6 議 案 第 4 号 上 程
- 第 7 一 般 質 問

◆ 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 議 案 第 1 号
彦 根 愛 知 犬 上 広 域 行 政 組 合 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 技 術 管 理 者
の 資 格 を 定 め る 条 例 案
- 日 程 第 4 議 案 第 2 号
彦 根 愛 知 犬 上 広 域 行 政 組 合 職 員 の 共 済 制 度 に 関 す る 条 例 の 一
部 を 改 正 す る 条 例 案
- 日 程 第 5 議 案 第 3 号
彦 根 愛 知 犬 上 広 域 行 政 組 合 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例 案
- 日 程 第 6 議 案 第 4 号
平 成 2 5 年 度 彦 根 愛 知 犬 上 広 域 行 政 組 合 一 般 会 計 予 算
- 日 程 第 7 一 般 質 問

◆会議に出席した議員（17名）

1番	木村	修	議員	2番	有馬	裕次	議員
3番	川添	武史	議員	4番	西山	勝	議員
5番	山内	善男	議員	6番	西澤	伸明	議員
7番	深田	治夫	議員	9番	小川	喜三郎	議員
10番	上杉	正敏	議員	11番	田中	滋康	議員
12番	本田	秀樹	議員	13番	西川	正義	議員
14番	宮田	茂雄	議員	15番	安藤	博	議員
17番	嶋中	まさ子	議員	18番	外川	善正	議員
19番	北村	收	議員				

◆会議に欠席した議員（2名）

8番	中島	幸子	議員	16番	前川	春夫	議員
----	----	----	----	-----	----	----	----

◆会議に出席した事務局職員

事務局長	宮本	守	書記	小椋	恭子
書記	高橋	大			

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山	向洋	副管理者	村西	俊雄
副管理者	伊藤	定勉	副管理者	北川	豊昭
副管理者	久保	久良	会計管理者	長谷川	隆司
建設推進室長	牛澤	史幸	紫雲苑場長	谷川	勝彦
中山投棄場場長	水森	豊孝	総務課長	馬場	敬人
			(兼) 議会事務局次長		

◆議場に欠席した説明員（0名）

◆ 議事内容

平成 25 年 2 月 定例会

【開会】

議 長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
います。

それでは、今定例会の開会に当たり、管理者よりごあいさつをお願いいたします。

管 理 者 皆さん、こんにちは。

本日は、組合議会 2 月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の 3 月を目前にいたしまして、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜っておりまして、心からお礼を申し上げます。

さて、今定例会は、「当組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案」、「職員の共済制度に関する条例の一部改正案」、「職員の給与に関する条例の一部改正案」、および「平成 25 年度一般会計当初予算」の各案件につきまして、ご提案させていただきますので、どうか慎重なご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのお礼を兼ねてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

午後 2 時 01 分 開会

議 長 それでは、ただ今から、平成 25 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、17 名で会議開会定足数に達しております。
よって、平成 25 年 2 月定例会は、成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

【会議録署名議員の指名】

議長 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、17番 嶋中まさ子さん、18番 外川善正君を指名いたします。

【会期の決定】

議長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたします。これにご異議ありませんか。

—異議ありの声—

議長 異議ありますので起立によりまして採決いたします。

今定例会の会期は、1日間とすることについて、賛成の方は、起立をお願いいたします。

—起立者 多数—

議長 ご着席ください。

起立多数であります。

よって、今定例会の会期は、1日間とすることに可決されました。

【議案第1号上程】

議長 次に、日程第3、議案第1号「彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

議 長 提案者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 それでは、議案第 1 号「彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案」について、私から概略ご説明申し上げます。

議案 1 号は、お手元の議案書綴り 1 ページから 2 ページおよび別添の新設条例概要書の 3 ページから 4 ページをご参照いただきたいと思います。

この条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の成立によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴いまして、当組合の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格の基準を、条例で定めようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 1 号の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

本条例案につきましては、3 ページの新設条例概要書をご覧くださいますと、左部分の制定根拠法令および制定趣旨にございますように、いわゆる地域主権改革一括法の成立に伴い、市町村・一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることが必要となりましたので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

当組合においては、一般廃棄物処理施設として投棄場、最終処分場が該当するものですが、一般廃棄物処理施設の技術管理者は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、維持管理する事務に従事する他の職員を監督する職務であり、資格基準については、この職務を遂行するための知識および技術を有する者でなければならないものであり、環境省令では厳格に資格基準を定めていることから、当組合におきましても環境省令で定める資格基

準と同様とすることが適切であるとの考えにより、条例制定に当たっては、環境省令の資格基準を準用することとして、その資格基準を、1 ページから 2 ページの条例案にございますように、第 1 号から第 11 号までの資格とするものがございます。

ただし、当組合におきましては、該当者の年齢から、当組合での基準にそぐわない・該当がないと判断される環境省令の基準で旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校および旧中学校令に基づく中学校において専門の科目を修めた卒業した者等の基準については、削除するものとしてございます。これは、彦根市での同資格基準の制定に準じているものがございます。

また、本条例の施行日は、法令の経過措置の関係から、平成 25 年 4 月 1 日とするものがございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑は、ありませんか。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。

以上で、議案第 1 号に対する質疑を終結します。

議長 これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

議長 これより、採決を行います。

議案第 1 号「彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案」を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。
起立、全員であります。
よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

【議案第 2 号上程】

議 長 次に、日程第 4、議案第 2 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の
共済制度に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたしま
す。
職員に議案を朗読させます。

事務局職員

— 議案の朗読 —

議 長 提案者の説明を求めます。管理者。
管 理 者 議案第 2 号は、お手元の議案書綴り 5 ページおよび条例改正概要
書 6 ページをご参照いただきたいと思います。
この条例の主な改正点といたしましては、当組合の互助会事業を
委託しております財団法人滋賀県市町村職員互助会が、公益法人制
度改革に伴いまして、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に移行
されましたので、本条例に係る所要の改正をしようとするもので
ございます。

この内容につきましては、事務局から説明させますので、どうか
よろしく願いいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。
総務課長 それでは、議案第 2 号の詳細につきまして、ご説明させていた
だきます。

本改正条例案につきましては、6 ページの条例改正概要書をご覧
いただきますと、左部分の制定根拠法令および制定趣旨にございま
すように、財団法人滋賀県市町村職員互助会が、一般財団法人滋賀
県市町村職員互助会へ移行登記されました。このため、6 ページの
下の部分にございますが、新旧対照にございますように、当組合の
互助会事業を委託して行うことができる団体を規定している条項、
第 7 条中の財団法人滋賀県市町村職員互助会の名称を、一般財団法

人滋賀県市町村職員互助会に改正しようとするものでございます。
また、施行期日は、公布の日からとするものでございます。
以上、議案第2号のご説明とさせていただきます。よろしくお願
い申し上げます。

議 長 これより、質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「質疑なし」と認めます。
以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。
議 長 これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。
議 長 これより、採決を行います。
議案第2号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の共済制度に関する
条例の一部を改正する条例案」を、原案のとおり決することに、賛
成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。
起立、全員であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

【議案第3号上程】

議 長 次に、日程第5、議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の
給与に関する条例の一部改正する条例案」を議題といたします。
議 長 職員に議案を朗読させます。

議長 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者 議案第 3 号は、お手元の議案書綴り 7 ページ、および条例改正概要書 8 ページから 9 ページをご参照いただきたいと思います。

この条例の主な改正点でございますが、当組合の互助会事業を委託しております財団法人滋賀県市町村職員互助会が、公益法人制度改革に伴い、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に移行されたので、本条例に係る改正を行うとともに、その他にも、表現、文言の修正等をしようとするものでございます。

この内容につきましては、事務局から説明させますので、どうかよろしくお願いたします。

議長 続いて、事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第 3 号の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

本改正条例案につきましては、まず第 1 点目といたしまして、8 ページの条例改正概要書をご覧くださいますと、左部分の制定根拠法令および制定趣旨にございますように、財団法人滋賀県市町村職員互助会が、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会へ移行登記されましたので、9 ページの新旧対照にございますように、当組合職員の給与から控除することができるものを規定している条項、第 36 条中の第 2 号部分、財団法人滋賀県市町村職員互助会の名称を、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会に改正しようとするものでございます。

また、第 2 点目といたしまして、表現、文言等の修正を行うもので、9 ページの新旧対照にございますように、本組合職員の給与から控除することができるものを規定している条項、第 36 条中第 2 号部分は、「互助会掛金」を「互助会の掛金」に、また、第 3 号部分は、「有限会社滋賀共済サービス」を「団体契約に係る生命保険料等の保険料」にそれぞれ表現を修正し、また、「本組合職員労働組合の組合費」について、これまでは管理者が特に必要と認めるものとして、改正前の第 5 号の規定により取扱っておりましたが、彦根市の給与条例を参考に、明確に規定するため新たに号を追加明記しようとするものでございます。

また、施行期日は、公布の日からとするものでございます。
以上、議案第3号のご説明とさせていただきます。どうか、よろしく
お願い申し上げます。

議 長 これより、質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「質疑なし」と認めます。
以上で、議案第3号に対する質疑を終結いたします。
議 長 これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。
議 長 これより、採決を行います。
議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例案」を原案のとおり決することに、賛成の諸
君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。
起立、全員であります。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

【議案第4号上程】

議 長 次に、日程第6、議案第4号「平成25年度彦根愛知犬上広域行政
組合一般会計予算」を議題といたします。

議 長 職員に議案を朗読させます。

議 長 提案者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 それでは、議案第 4 号につきまして、私から概略をご説明申し上げたいと思います。

平成 25 年度当初予算の編成にあたりましては、厳しい社会情勢でございますので、以前にも増して経費の節減に努めさせていただきました。

その予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 314,669 千円とするものでございまして、前年度と比べますと 155,034 千円、率にいたしまして 33.01% の減少となっております。

この予算の詳細につきましては、事務局から説明させていただきますが、特に今回の予算では、紫雲苑の事業に関連いたしまして予算計上させていただきました。

紫雲苑が昭和 60 年 4 月の供用開始以来、平成 25 年度には稼動 29 年目に入りますことから、環境に配慮した最新式の火葬炉への入替に向けまして、平成 24 年度に基本計画に着手していたわけですが、いろいろと検討いたしました結果、現地での改築の方向性ということで、平成 25 年度に実施設計に着手する経費を盛り込ませていただいたものでございます。

各構成団体におかれましては、大変に厳しい財政状況下でございますが、どうか当組合の運営にご理解をいただきますよう、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 続いて、事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 4 号「平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」の詳細につきまして、ご説明いたします。

それでは、予算書 1 ページをご覧ください。

第 1 条第 1 項では、平成 25 年度一般会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 314,669 千円とすること、また、第 2 項では、歳入歳出予算の款・項の区分および金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることを定めているものでございます。

続いて、2 ページは「第 1 表 歳入歳出予算」でございますが、その詳細は、3 ページからの「歳入歳出予算事項別明細書」により

ご説明させていただきます。

3 ページは、見出しでございますので、4 ページをご覧ください。
「1. 総括」でございますが、歳入・歳出予算の内訳を、予算科目の「款」の区分によりまして、前年度と比較しているものでございます。歳入歳出それぞれの予算の合計は 314,669 千円で、前年度比で 155,034 千円の減額となるものでございます。

続いて、各予算科目の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。まず、歳入の内訳につきまして、ご説明させていただきます。

第 1 款「分担金及び負担金」第 1 項「分担金」は、日夏投棄場設備改修工事、中山投棄場浸出水処理対策工事に借りました起債の償還経費につきまして、説明欄のとおり、分担金アは、借入れ時直近の平成 7 年国勢調査人口、分担金イは、借入れ時直近の平成 17 年国勢調査人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、各構成団体にご負担いただくもので、合計で 10,928 千円でございます。前年度比では、中山投棄場建設時の起債完済に伴い 110,213 千円の減額でございます。また、各市町のご負担額は、説明欄のとおりで、彦根市 7,681 千円、愛荘町は該当なし、豊郷町 1,035 千円、甲良町 1,100 千円、多賀町 1,112 千円でございます。

次に、第 2 項「負担金」こちらは、当組合事業の、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に係ります管理運営の経費につきまして、直近の平成 22 年国勢調査人口を基に、人口割 80%、均等割 20%の割合で、各構成団体にご負担いただくもので、合計で 274,221 千円でございます。前年度比では、歳出の事業費の減少に伴い 45,513 千円の減額でございます。各市町のご負担額は、説明欄のとおりで、彦根市 183,011 千円、愛荘町 6,075 千円、豊郷町 28,132 千円、甲良町 28,274 千円、多賀町 28,729 千円でございます。

6 ページをご覧ください。

第 2 款「使用料及び手数料」第 1 項「使用料」は、火葬場と投棄場の各施設の使用料収入として、合計で 27,620 千円でございます。収入の積算は、過去の使用料実績に基づく推計により積算をいたしまして、第 1 節「斎場使用料」は 23,700 千円、前年度比では 700

千円の増収を見込んでございます。次に、第 2 節「投棄場使用料」は 3,920 千円では、前年度比では同額を見込んでございます。

次に、第 3 款「財産収入」第 1 項「財産運用収入」第 1 目「利子及び配当金」は、各基金の預金利息として、合計で 348 千円でございます。前年度比では、定期預金の利率の減少に伴い 8 千円の減額でございます。

7 ページをご覧ください。

第 4 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 1 目「退職手当基金繰入金」は、退職手当基金の取崩しのための存目措置でございます。1 千円でございます。前年度比では同額でございます。

次に、第 5 款「繰越金」第 1 項「繰越金」第 1 目「繰越金」は、前年度余剰繰越金として 1,500 千円でございます。前年度比では同額でございます。

8 ページをご覧ください。

第 6 款「諸収入」第 1 項「預金利子」第 1 目「預金利子」は、公金取扱事務担保金定期預金利息として 1 千円でございます。前年度比では同額でございます。

次に、同款、第 2 項「雑入」第 1 目「雑入」は、紫雲苑での骨箱・骨袋の売却代金、自動販売機設置料等として 50 千円でございます。前年度比では同額でございます。

以上が、歳入の内訳で、歳入合計の総額は 314,669 千円でございます。

次に、歳出の内訳につきまして、ご説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。

第 1 款「議会費」第 1 項「議会費」第 1 目「議会費」は、議会運営に係る経費でございます。

内訳につきましては、第 9 節「旅費」のみで、議員の費用弁償として、定例会 2 回、臨時会 2 回、議会運営代表者会 2 回を見込んでおり合計 188 千円でございます。前年度比では同額でございます。

続いて 10 ページをご覧ください。

第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」は、プロパー職員、派遣職員、嘱託職員、臨時職員の人件費、および総務課に係る経費で、合計で 130,265 千円でございます。前年度比で

は 1,976 千円の増額でございます。

内訳につきましては、第 1 節「報酬」は、監査委員、公平委員会委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の委員報酬として 237 千円でございます。前年度比では同額でございます。

第 2 節「給料」および次の第 3 節「職員手当」は、プロパー職員 8 名と派遣職員 6 名、彦根市 3 名、豊郷町 1 名、甲良町 1 名、多賀町 1 名の合計 14 名に係ります給料および職員手当といたしまして、「給料」は 54,457 千円で、「職員手当」は 40,649 千円でございます。また、各事業所別の内訳は、説明欄のとおりでございます。前年度比では、職員総数は変わりませんが、「給料」は派遣職員の人事異動見込に伴いまして 2,326 千円の増額で、「職員手当」は人事異動見込に伴う諸手当の減少や時間外勤務手当の削減取組等に伴い 196 千円の減額でございます。

第 4 節「共済費」は、プロパー職員・派遣職員の共済組合負担金、嘱託職員・臨時職員の社会保険料等で 19,332 千円でございます。前年度比では、共済組合長期負担率の増加で 393 千円の増額でございます。

第 5 節「災害補償費」は、休業等補償のための存目措置として 1 千円でございます。前年度比では同額でございます。

第 7 節「賃金」は、嘱託職員として投棄場場長が 1 名、臨時職員として紫雲苑に 2 名・投棄場に 1 名の 3 名、合計 4 名分で 8,248 千円でございます。前年度比では、人数は変わりませんが、臨時職員の手当の見直し等で 522 千円の減額でございます。

第 9 節「旅費」は、普通旅費として 80 千円でございます。前年度比では、出張の増加で 23 千円の増額でございます。

第 10 節「交際費」は、管理者交際費として 20 千円でございます。前年度比では同額でございます。

続いて、11 ページをご覧ください。

第 11 節「需用費」は、総務課で使用いたします事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、来客用茶葉代の食糧費、印刷物の印刷製本費、機器等修理の修繕料として、合計で 670 千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。前年度比では、公用車車検の減少で 105 千円の減額でございます。

第 12 節「役務費」は、電話、郵便代の通信運搬費、振込手続に係る手数料、公用車の保険料として、合計で 254 千円でございます。前年度比では、公用車車検の減少で 54 千円の減額でございます。

第 13 節「委託料」は、職員の健康診断委託料として 121 千円でございます。前年度比では、受診項目の関係で 3 千円の増額でございます。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料、豊栄のさとの事務所使用料、ホームページサーバー使用料として 1,339 千円でございます。前年度比では同額でございます。

第 19 節「負担金、補助及び交付金」は、組合職員互助会補助金、職員研修センターの研修負担金、社会保険協会費、市町派遣職員退職手当積立負担金として 4,856 千円でございます。前年度比では、派遣職員の給料額の増加に伴う退職積立負担金の増加により 305 千円の増額でございます。

次、第 22 節「補償、補填及び賠償金」は、事故賠償金のための存目措置として 1 千円でございます。前年度比では同額でございます。

以上が、第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」で、合計 130,265 千円でございます。

続きまして、12 ページをご覧ください。

第 2 目「財政調整基金積立金」は、同基金の利息の積立として 57 千円でございます。前年度比では、利率の減少に伴い 6 千円の減額でございます。

次、第 3 目「投棄場重機・施設整備基金積立金」は、同基金の利息の積立として 51 千円でございます。前年度比では、利率の減少で 25 千円の減額でございます。

第 4 目「斎場施設整備基金積立金」は、同基金の利息の積立として 191 千円でございます。前年度比では、施設整備費の積立の減少、利率の減少に伴い 99,960 千円の減額でございます。

第 5 目「退職手当基金積立金」は、同基金の利息の積立に加え、職員の基本給に所定の率を乗じた退職手当相当額を積立てるもので、合計で 4,618 千円でございます。前年度比では、プロパー職員の給料昇給による退職積立額の増加で、84 千円の増額でございます。

以上が、第 1 項「衛生管理費」で、合計 135,182 千円でございます。

す。

続きまして、13 ページをご覧ください。

第 2 款「衛生費」第 2 項「保健衛生費」第 1 目「斎場管理費」は、火葬場「紫雲苑」の維持管理に要する経費で、合計で 54,848 千円でございます。前年度比では 30,114 千円の増額でございます。

内訳につきましては、第 9 節「旅費」は、普通旅費として 20 千円でございます。前年度比では、施設整備の先進地視察の増加で、12 千円の増額でございます。

第 11 節「需用費」は、事務用品や作業服、火葬業務用のお香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、火葬炉設備等の修繕料として、合計で 14,139 千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。その内、修繕料は 3,475 千円で、主に火葬設備の修繕として、日々の業務に支障を来たさないよう、火葬炉設備の経年劣化に伴い必要となる最小限の修理を予定しているものでございます。前年度比では、需用費全体では、修繕料の減少等に伴い 878 千円の減額でございます。

第 12 節「役務費」は、電話、郵便代の通信運搬費、浄化槽法定点検の手数料、建物火災保険の保険料として、合計で 306 千円でございます。前年度比では、電話等通信費の減少に伴い 41 千円の減額でございます。

第 13 節「委託料」は、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので、また、これに加えて説明欄一番下でございますが、紫雲苑増改築工事実施設計委託業務を予定しており、合計で 40,219 千円でございます。なお、予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、各委託業務の名称のみを挙げてございます。前年度比では、紫雲苑増改築工事実施設計委託業務に伴い、31,062 千円の増額でございます。また、紫雲苑増改築工事実施設計委託業務につきましては、管理者の提案説明にもございましたが、現地での全面改築に向け、その実施設計を予定しているものでございます。今後の年次計画といたしましては、平成 25 年度に予定している実施設計を踏まえ、平成 26 年度から 27 年度にかけての改築工事を予定しているものでございます。

次に、14 ページをご覧ください。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務機器、ガス警報機リース料、NHK 受信料として 109 千円でございます。前年度比では、NHK 受信料の減少に伴い 2 千円の減額でございます。

第 19 節「負担金、補助及び交付金」は、日本環境斎苑協会の会費、火葬技術管理士の通信教育受講負担金として 55 千円でございます。前年度比では同額でございます。

以上が、第 2 項「保健衛生費」で、合計 54,848 千円でございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

第 2 款「衛生費」第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」は、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費で、合計で 111,940 千円でございます。前年度比では 22,985 千円の増額でございます。

内訳につきましては、第 4 節「共済費」は、投棄場の搬入物検査等の臨時職員に係る労災保険料として 96 千円でございます。前年度比では 16 千円の減額でございます。

次、第 7 節「賃金」は、第 4 節の共済費同様に、投棄場の搬入物検査等の臨時職員に係る賃金として 7,369 千円でございます。前年度比では、検査・宿直勤務の見直しに伴い 1,245 千円の減額でございます。

第 8 節「報償費」は、投棄場建設時の地元との覚え書により、自治会等に支払う地元協力感謝金、環境保全対策費として 2,850 千円でございます。前年度比では同額でございます。内訳は、説明欄に記載してございますが、鳥居本学区自治連合会に 1,200 千円、中山町中山自治会に 600 千円、三津屋町自治会に 1,000 千円、三津屋町農業組合に河川清掃の 50 千円でございます。

第 9 節「旅費」は、普通旅費として 24 千円でございます。前年度比では同額でございます。

次、第 11 節「需用費」は、事務用品や作業服、浸出水処理用薬品等の消耗品費、重機やダンプ等の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、浸出水処理設備や重機等の修繕料として、合計で 30,787 千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。その内、修繕料は

22,152千円で、主に浸出水処理設備や重機の修繕として、設備等の維持に支障を来たさないよう、経年劣化に伴い必要となる修理等を予定しているものでございます。前年度比では、需用費全体では、浸出水処理設備の修繕料の増加により2,649千円の増額でございます。

次、第12節「役務費」は、電話、郵便代の通信運搬費、重機の法定点検の手数料、公用車・重機の保険料として、合計で778千円でございます。前年度比では、自動車・建物共済保険料の減少により10千円の減額でございます。

次、第13節「委託料」は、15ページから16ページに渡っておりますが、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行うもので合計35,218千円でございます。なお、予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、各委託業務の名称のみを挙げてございます。前年度比では、残土置場用地測量調査委託の業務減に伴い2,764千円の減額でございます。

続いて、16ページでございますが、第14節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料や残土置場借上料等として998千円でございます。前年度比では、監視システムのリース満了・譲渡に伴う減少で402千円の減額でございます。

第15節「工事請負費」は、遮水シート保護工事、ガス抜き枠設置工事、覆土置場復旧・最終覆土工事として32,202千円でございます。なお、予算書には、入札執行の関係上、備考欄詳細金額は記入せず、工事名称のみを挙げてございます。前年度比では、覆土置場復旧・最終覆土工事の増加に伴い24,702千円の増額でございます。なお、中山投棄場は、平成23年度末で71.93%を埋立てた状況ですが、遮水シート保護工事につきましては、平成25年度の埋立予定範囲の遮水シートの保護工事を行うもの、また、ガス抜き枠設置工事につきましては、埋立地のガス抜き枠の嵩上げ工事を行うもの、また、覆土置場復旧・最終覆土工事につきましては、現在借地している覆土置場を返還するため原状復帰し、その搬出土を利用して埋立部分の覆土、最終形状に覆土・整形する工事を予定しているものでございます。

第16節「原材料費」は、覆土用山土、碎石の購入として1,472

千円でございます。前年度比では、山土単価の増加に伴い 72 千円の増額でございます。

第 19 節「負担金、補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費として 10 千円でございます。前年度比では同額でございます。

第 27 節「公課費」は、公用車の車検に係ります重量税・印紙代として 136 千円でございます。前年度比では 1 千円の減額でございます。

以上が、第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」で、合計 111,940 千円でございます。

続きまして、17 ページをご覧ください。

第 2 目「塵芥焼却場費」は、新しいごみ処理施設に係る建設推進室の運営に要する経費でございます。合計で 583 千円でございます。前年度比では 11 千円の増額でございます。

内訳につきましては、第 9 節「旅費」は、普通旅費として 60 千円でございます。前年度比では、同額でございます。

第 11 節「需用費」は、建設推進室で使用します事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費として、合計で 296 千円でございます。細節別は、説明欄に記載のとおりでございます。前年度比では、参考図書等の消耗品や燃料費単価の増加で、10 千円の増額でございます。

第 12 節「役務費」は、郵便代の通信運搬費、公用車の保険料として、合計で 30 千円でございます。前年度比では、切手代の増加で、1 千円の増額でございます。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、公用車のリース料として 197 千円でございます。前年度比では同額でございます。

以上が、第 3 項「清掃費」第 2 目「塵芥焼却場費」で、合計 583 千円でございます。

第 3 項「清掃費」の合計としましては、「投棄場管理費」と「塵芥焼却場費」を合わせて 112,523 千円でございます。

続いて、18 ページをご覧ください。

第 3 款「公債費」第 1 項「公債費」は、起債の償還に係る経費でございます。

第 1 目「元金」の償還額は 10,513 千円、次の第 2 目「利子」の償還額は 415 千円で、合せまして 10,928 千円でございます。前年度

比では、中山投棄場、当初建設時の平成 8 年度債の完済に伴い、110,213 千円の減額でございます。

続いて、19 ページをご覧ください。

第 4 款「予備費」第 1 項「予備費」第 1 目「予備費」は 1,000 千円でございます。前年度比では、同額でございます。

以上が、歳出の内訳で、歳出合計は 314,669 千円でございます。

続いて、予算書 20 ページから 23 ページにかけましては、給与費明細書で、予算書の人件費に係る内訳明細でございます。20 ページは、特別職の給与費でございますが、前年度比では、特別職人員や給与額の増減はありません。続いて、21 ページは、一般職の給与費に関しまして、職員手当の内訳、給料および職員手当の増減額の明細に関する資料でございます。また、22 ページ、23 ページは、給料および職員手当の状況に関する資料でございます。

続いて、24 ページをご覧ください。上段の表でございますが、起債残高の見込みに関する調書でございます。平成 25 年度は、新規の起債借入れ予定がございませんので、元金 10,513 千円を償還しまして、平成 25 年度末現在高は、表の一番右で 28,782 千円の予定となるものでございます。なお、起債のうち中山投棄場当初建設時、平成 8 年債の償還が完済いたしましたので、起債残高は大幅に減少してございます。

次に、下段でございますが、債務負担行為の事業の支出予定額等に関する調書でございます。紫雲苑休日等火葬業務委託につきまして、平成 27 年度までの 5 箇年の債務負担の議決をいただいております、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 箇年で 9,072 千円、1 年当たり 3,024 千円の支出を予定しているものでございます。

以上、一般会計予算案のご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

議長 その順位は、11 番 田中滋康君。5 番 山内善男君。6 番 西澤伸明君の順序とし、まず 1 番目に、11 番 田中滋康君。

田中議員 私は、議案第 4 号の当組合の一般会計予算のうち、次の 3 点について質疑を行います。

管理者サイドのご見解を求めまして、私の議案に対する理解を深めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1 つは、ページ数で言えば 9 ページでございますが、歳出の第 1 款「議会費」、第 1 項「議会費」、第 1 目「議会費」のうち費用弁償として、定例会、臨時会で 76,000 円ずつ計上されております。これにつきまして、金額うんぬんというわけではございませんが、私が考えますのに、当広域行政組合の議員は、いずれも構成する自治体の議会の議員を兼務いたしております。そして、それぞれの自治体から歳費を頂戴しております。従いまして、費用弁償というお考えかも知れませんが、市民感情からすれば二重取りということも申せなくもございませんので、とりわけ自らに厳しく律しようと、こういう世論を考えれば、この計上はいかがなものか、考え直す必要があるのではないかと考えます。そこで、管理者サイドのご見解を求めたいと思います。

そして、第 2 点目についてでございますが、次の 10 ページでございます。第 2 款「衛生費」、第 2 項「衛生管理費」、第 1 目「一般管理費」のうち、第 7 節「賃金」でございますが、8,248 千円が計上されております。そして、説明のところには、嘱託職員が 1 名、臨時職員が 3 名と、それぞれの明細が記されておりますが、これにつきまして、前年度との対比で約 600 千円、予算計上が少なく計上されております。事前にお尋ね申し上げましたところ、残業とか、そのようなものが減ったのですかと、そういう見込みでございませうかということをお聞きいたしました。そうでもないようでございます。この減額になった理由をご説明いただきたいと思っております。私は、政権が中央の方では変わって、景気浮揚という観点から、総理自身が財界に対して、民間でございませうが、賃金を何とかして引き上げてくれと、こういうことを要請しておられる情勢のもとにおいて、自治体自らが、臨時職員や嘱託職員の待遇を悪くするようなことがあってはならないと、こういうふうに考えまして質疑を出させていただきました。

そして、第 3 点目でございますが、ページ数で言いますと 15 ページでございます。第 2 款の衛生費、第 3 項 清掃費、第 1 目の投棄場管理費、第 8 節の報償費でございます。2,850 千円が計上されて

おりますが、このうち三津屋町の農業組合の河川清掃に対する 50 千円は別といたしまして、鳥居本学区自治連合会そして中山町中山自治会、三津屋町自治会に対する支出、これにつきましては、この冬に大津地裁で同じようなごみ処理施設に関しまして、大津市の案件がございまして、大津地裁の判決が出ました。そのことを考えましたならば、例えば、この支払についての算定基準とか、その根拠というか理由というとか、そういうものが明確に示されるならば、分かるんですが、どういう基準でお出しになっているのか、その点をお示しいただきたいと、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 議会事務局次長。

事務局次長 それでは、お尋ねいただきました、まず第 1 点目の議会費、費用弁償の件でございますけれども、費用弁償につきましては、給与の性格ではなく、実費の弁償の意味でございますけれども、最高裁判例では、「条例により支給事由を定め、それに該当するときには、標準的な実費である一定の額を支給することが許され、この場合、いかなる事由を支給事由とするか、また、一定の金額をいくらとするかは、裁量判断に委ねられている。」ものとされております。

このため、当組合では、議会議員に対して支給する議員報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法につきまして、地方自治法第 203 条の規定に基づき、当組合議会議員の報酬および費用弁償に関する条例を定めており、当該条例第 2 条では、議員報酬は無報酬とすること、また、第 3 条第 2 項では、費用弁償は、議会に出席した場合に 1 回につき 2,000 円を支給すること、が規定されているところでございます。

当組合では、交通費としての実費相当の費用弁償のみの支給であり、住民のご理解もいただけているものがございます。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、第 2 点にお尋ねいただきました、臨時職員の賃金のお尋ねの件につきまして、お答えいたします。

当組合の嘱託職員、臨時職員の賃金等につきましては、一般職員の給与や勤務条件等と同様に、彦根市に準じた取扱いを基本として、労使交渉も踏まえ、運用しているものでございます。

このため、嘱託職員については、前年度と同額であります。臨時職員については、これまで彦根市と異なっていた部分で、日額単価や期末手当の取扱いに関して見直すことにより、約 52 万円の減額となったものでございます。

人件費の見直しや適正化は、健全な財政の維持に資することを目的として、各構成市町でも取り組んでおられる状況であり、当組合でも総人件費の抑制は取り組むべき課題と考えているもので、住民の理解を得るうえで、適正化に努めてまいります。

以上でございます。

議長
中山投棄場場長

中山投棄場場長。

お尋ねの 3 点目でございます。お手元の予算書 15 ページの関係でございます。投棄場管理費、報償費の地元協力感謝金で 3 つの団体への合計 280 万円の支出のご質問につきまして、お答えいたします。

まず、鳥居本学区自治連合会、中山町中山自治会、三津屋町自治会の 3 つの団体に地元協力感謝金を支出しております根拠でございますけれども、当広域行政組合の事務であります投棄場の設置、運転、維持管理につきまして、地元の理解と協力を得るために必要な経費として、地方自治法第 232 条第 1 項の事務処理経費として支出しております。このことは平成 17 年 7 月 14 日に大阪高裁でありました滋賀県が下水道処理施設に係る環境対策負担金として公金を支出したことの控訴審判決、また今回の大津地裁の判決でも認められているところです。

当組合におけます地元協力感謝金は、投棄場の設置等に伴いまして搬入車両による騒音や交通量の増加、また、浸出水処理水の放流など周辺環境への懸念に対する地元住民の理解と協力を得るため、各団体と協議し、双方の合意により取り交わしました覚書に基づくものであり、その金額は、それぞれの団体と合意に至った金額としております。

なお、地元協力感謝金の支出につきましては、これまでから弁護士の法律相談を受け、検討を加えております。鳥居本学区自治連合会、中山町中山自治会への支出は妥当という見解をいただいております。また、三津屋町自治会への支出は、最近の浸出水の水質状況から支出する理由がほとんどなく、支出を止めて問題ないのではと

の見解をいただいております、今年度、平成 24 年度の支出は、削減交渉に入っていますことから、現在その支出を保留しているところです。

議長 田中滋康君。

田中議員 ご説明いただきまして、理解させていただきました。

ただ、3 つ目の問題につきましては、大阪高裁の判決をおっしゃいました。上級審でございますので、ところが、大津地裁の場合は、連合自治会に対する支出が違法だということだったと思うんです。この場合を考えましたならば、当組合の場合も連合自治会と中山町中山自治会と両方に出しておられますよね。訴えられた方の方からすれば、二重払いではないかと、そういう見解も申し述べられて、判決においても、最終処分場による影響は、局所的だと。補助金支出の相当性というか、当否を検討した形跡もないから、駄目だという結論に至ったと思うんです。だから、私は、絶対にけしからんという、そういう立場ではございませんけれども、仮に住民訴訟を起こされても、それに堪え得るだけの根拠、そして、きっちりとした説明ができるかどうか、そこをお聞きしているわけでございます。そういう点で、さらに詳しいご説明がいただけるようでしたら、よろしくお願い申し上げます。

それと、逆転いたしますが、賃金の点につきましてですが、臨時職員については、彦根市に準拠して、人件費の適正化に努めたと、聞こえはよろしいですが、ようは結果的に中身が一緒で、賃金が総額で 60 万円安くなるということは、悪い方へ右に倣えしているんですよ。こういうことがあって良いのかどうかと、事前にお聞きいたしましたところ、6 月と 12 月の一時金を無くしたのだと。彦根市は無いと。彦根市は、一応、無くすときには、賃金の日額を上げました。上げたと言っても、おお威張りできる数字ではございませんが、一応上げました。そういうことを考えましたならば、総額で下げて、しかも弱い立場の人の経費を削減すると、これはいかなものかと、再考を求めたいと思います。

そして、申し遅れましたが、先ほど前後いたしまして申し訳ありませんが、投棄場に関する支払、支出については、事務方がいろいろと折衝をいただいているということをお聞きしております。その

努力には、感謝申し上げます。ありがとうございます。

見解があれば、よろしく申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 ただ今、ご質問いただきました内容で、臨時職員さんの賃金につきまして、悪い方へということで、低い方に抑えるというのはいかなものかというご意見をいただきました。

これにつきまして、こちらの方といたしまして、議員がご指摘されているように、景気を回復させていくために、上げていく、政府として、そういう働きかけをされていることも承知しております。ただ、公務員の賃金につきましては、民間給与等を参考に、一般職についても準拠しているわけでございます。そういった中で、一般職もなかなか上がるという状況でございますので、それによって臨時職員の賃金を下げるというわけではないのですが、彦根市を参考にさせていただいているということがございまして、悪い部分だけ準拠しているのかということではなく、良い部分も悪い部分も当然、そういったことで、構成団体の中で多くのところといいますか、どこかの団体を参考にさせていかないと。良い部分は彦根市を、こちらの良い部分は他町を採るというわけにはいきませんので、彦根市を参考にさせていただいているという状況でございます。そういったことから、単価につきましても、今回、同じ方が引き続きということになれば、同じ仕事をしていて下がるということになってしまうのですけれども、いずれかの時点では、きちっと合させていただいたうえで、彦根市民の方であり、住民の方にも、きちっと理解がいただける形で、統一的な運用をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

議長 中山投棄場場長。

投棄場場長 田中議員の方から、この前にありました大津地裁での連合自治会に対する支出が違法だということがございました。

判決を見てみますと、大津市の場合、影響が局所的とおっしゃいましたけれども、運搬車が通る道筋、自治連合会の5%の人口の所しか通っていないということで、そのようなことをおっしゃいましたが、彦根市の場合、そのように考えますと50%以上となることから違うと言えますし、大津市の場合、支払っている金額とか、

また、終期、いつまで支払うという期間が、覚書に載っていないと、明記されていないことから、職権乱用ということで、判決が下ったわけでございますけれども、彦根市の場合、覚書によりまして金額とか、いつまで払う、埋立が終了するまでと、期間がきちっと記載しておりますし、大津市さんとちょっと違うということでご理解いただきたいと思います。

議長 5番、山内善男君。

山内議員 私の方からは、議案第4号、「3.歳出」第2款「衛生費」第2項「保健衛生費」第1目「斎場管理費」の第13節「委託料」、ページ数で言いますと13ページに当たります。紫雲苑増改築工事実施設計委託業務および19日に全員協議会で説明いただいた紫雲苑増改築検討基本計画策定委託業務について、お伺いいたします。

改修につきましては、より透明性を高め、合理的な観点に立って経済性を追求しながら、住民合意に基づいて進めることが基本との観点から質問いたします。

1つ目です。過去に紫雲苑火葬炉設備機能調査および改修案、これは平成16年2月に出されておりますけれども、今回の検討案は、この過去の検討案を踏まえて出されたものなのかどうかお聞きいたします。

2つ目です。既に設計業者から、全員協議会で説明されておりましたけれども、どのような経過で設計業者の選定が決定されたのか。また、今後の設計に当たり、引き続き同じ設計業者となるのか。また、議会との関連についても執行者側の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

3つ目です。基本設計、実施設計を経過して、施工業者が決定されていくというふうに思っておりますけれども、当議会との関連および施工業者選定の手法について執行者側の考え方をお聞きいたします。

議長 紫雲苑場長。

紫雲苑場長 まず、過去に「紫雲苑火葬炉設備機能調査及び改修案」、平成16年2月が出されているが、今回の検討案は過去の経過を踏まえているのか、とのご質問にお答えいたします。

平成16年2月に策定いたしました「紫雲苑火葬炉設備機能調査お

よび改修案」は、その当時、紫雲苑も供用開始後約 20 年を経過したことから、施設の延命化に主眼を置き策定したものであり、その計画概要は、工事期間中に駐車場側に仮設炉 3 炉を設置し、全炉新しい火葬炉への取替えに併せ、建物の簡易補修を行う計画を策定したものです。

前回の改修計画案から約 9 年が経過し、現在まで、炉の温度管理の徹底や副葬品の制限など取り得る対策を行って来ておりますが、依然として火葬炉設備の更新によるダイオキシン対策が急務であるうえ、前回の調査時点よりもさらに施設全体に老朽化が進んでいることから、平成 16 年度に策定した改修案を参考にしながら大規模な部分改修とするのか、あるいは全面的に改築していかなければならないのかを再度調査・検討するため、今回の紫雲苑増改築検討基本計画の策定を行ったものです。

次に、どのような経過で設計業者の選定が決定されたのか。今後の設計にあたり引き続き同じ業者となるのか。そして議会との関連についてお答えいたします。

基本計画の設計業者の選定については、当組合契約規則第 17 条に基づき、彦根市に指名願を出している業者の中から、委託の事業規模等を考慮して 6 業者を選定し、昨年 5 月に指名競争入札を行いました。今後も設計にあたっては、新たに指名競争入札を予定しております。なお、設計委託業務につきましては、組合議会の議決に付すべき契約として条例で定められていない種類の契約であることから、議会の議決を得る予定はしておりません。

次に、基本計画・実施設計を経過して施工業者が決定されていくこととなるが当議会との関連および施工業者選定の手法についてお答えいたします。

平成 25 年度において実施設計の段階であり、施工業者選定の手法につきましては、今後、検討してまいります。なお議会との関連ですが、工事の場合、予定価格が 1 億 5000 万円以上は議会の議決が必要となっているところです。

議長 山内善男君。

山内議員 1 番について、改修計画から 9 年経って老朽化が進んでいるということで、全面改築という方向に転換したというお話だったとい

うように思います。

ちなみに布引斎苑という斎苑、東近江市にありますけれど、ちょうどここは、昭和 56 年に稼働されて、現在で 32 年が経過をされています。平成 18 年に大型炉が 2 炉新設をされて、平成 14 年に従来炉の 5 炉が改修をされています。ここは、ちょうどそういう点でいうと、彦根よりも 4 年先に斎場の運転がされているところですが、全面改築という手法ではなしに炉の改修とそれから大型炉の 2 炉の新設は、いわゆる葬祭場の一部を炉の部屋に変更して、大型炉の 2 炉新設されたというものです。それで、何を言いたいかと言いますと、彦根よりも 4 年早く開設をされている布引斎苑でも、全面改築ということではなしに炉の改修、それから大型炉の 2 炉の新設工事もされておりますけれども、全面改築という手法は採られなかったわけですね。ですから今度の全面改築というものがどういうものかというふうに、私自身は非常に懐疑的に思っているところです。平成 16 年に策定をされている改修案を、私も見ましたけれども、このところでもダイオキシン類対策も含めて行なうということがされています。この改修案を見ますと、仮設炉を作った状況での改修費の総経費が 4 億 9 千万円、仮設炉を作らずに現状の炉を運転しながら、2 炉あるいは 3 炉改修をしていくというような工事形態、いわゆる 3 案というものですけれども、これが 4 億 3 千万円です。ですから、私自身はこのような炉の改修案が出てくる際にも、当然、この平成 16 年の策定をされる、そういうものがベースになって出てくるというふうに思っていたので、全面改築という案が出てくるということについては、非常に唐突な感じがしました。そういう点では、この議会というのは、中山投棄場、それから紫雲苑、それから新たな広域化ごみ新設工事、その 3 つが大きな、この議会の審議する役割ですけれども、その中の 1 つの紫雲苑業務について、全面改築という、11 億円から 12 億円を使うということになっておりますけれども、非常に大きな事業です。その事業をこの議会だけで決定してしまうというのが、大まかな方向性ですけども、この議会だけで決定をするというのが非常に拙速ではないかというふうに思います。この改修委託業務、この概要が説明されたのが、全員協議会で 19 日、その質問の締め切りが 21 日。彦根市の議会の

議案説明が 21 日にありましたので、実質的には 20 日が締め切りだったわけです。彦根の議員は約 10 名いますので、半数以上の議員が、そのあくる日に一般質問等の締切日ということになりました。それから、今日の 26 日がこの議会ですので、少なくとも議会として、当局側の提案された部分を十分検証して、この議会に臨むということができていないわけですけれども、やはり十分その時間を保障するという意味でも、今回の提案については、非常に拙速ではないのかというふうに申し上げたいと思います。

2 つ目については、理解をいたしました。

3 つ目についても理解いたしましたので、1 つ目について、再度見解があればお願いいたします。

議長
紫雲苑場長

紫雲苑場長。

先の全員協議会の中でも、お話をさせていただいたんですけれども、平成 16 年 2 月のときも、ダイオキシン類削減対策を基に、今回の改善計画を立てました。そのためには、主燃炉に付随した再燃焼炉、排ガス冷却設備、効率の高い集じん設備、強力な誘引排風機等を備えた火葬炉設備が必要となるということで、これらの設備を備えたものになりますと、現状の火葬炉設置スペースに比べると、かなり大きな設置スペースとなるということで、平面的にも 2.5 から 3.5 倍、断面的にも 1.5 倍程度となります。そういうことから現状の建物を利用しての、大規模な構造体の変更が必要となり、現行の建築基準法では、そのような変更は困難であり、火葬炉部分については、建替えが必要となってきたというものでございます。

山内議員

この平成 16 年の 2 月に策定されたこの中でも、今おっしゃたように、いわゆる火葬炉部分での建屋の改修については、掲載されております。このときにも、炉心間の距離は 2,400mm ということで、現在の 1,750mm からも 650mm 増やされております。そういう意味では、最低限の、現在のいわゆるニーズに見合った炉を設計していくという点では、最低限の配慮をされたものではなかったかなというふうに思います。現在の炉心間のスペースが 1,750mm ということで、そういう点では、それを拡大しながら、炉の建物も改修して、最低限の改修費で抑えていくという配慮がされているのではないかなというふうに思います。そういう点では、仮設炉を作った場合

は 4 億 9 千万円、仮設炉を作らずに現状の炉を活かしながら改修していくというやり方、案 3 というものですがけれども 4 億 3 千万円で出来ると。というような形での改修案が出されているところです。これから 9 年が経っておりますけれども、今のデフレ経済の基で、そう大きく変動がないものと考えれば、11 億円から 12 億円を掛けるというものと、そのような案でいくのかということも十分考えられますけれども、やはり、そののところは、議会の皆さんについても、しっかり胸に落とすという意味では、時間的にも、内容的にも十分検証されてないというふうに申し上げたいと思います。

もし、何かコメントがあれば、お願いいたします。

議 長

紫雲苑場長。

紫雲苑場長

この火葬炉だけではないんですけれども、現状で 6 炉運転しながら工事を進めていかなければならない。と言いますと、仮設炉を作って必要最小限の現状の建物の中をやり替えるとなりますと、来苑者の駐車場の確保、そういったいろいろな問題も出てくるということで、B 案が一番良いのではないかというふうに考えております。

議 長

それでは、暫時休憩をいたします。

《暫時休憩 15:22～15:30》

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長

紫雲苑場長。

紫雲苑場長

今回、新たに増改築の検討を行うにあたり、考慮しなければいけないところが 2 点出てまいりました。

まず 1 点目は、平成 17 年に発覚した構造計算偽装事件、いわゆる姉齒事件を契機に、平成 19 年 6 月に建築基準法が大幅に改正されたことにより、既設建物の増改築が以前より厳しく制限されてきていること。

そして、2 点目といたしまして、平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が厚生省からすでに示されており、平成 16 年に策定しました改修案でもダイオキシン類対応の火葬炉となっておりますが、その後の火葬炉メーカー側が削減対策指針に対応した炉を順次開発しており大型化しているところ

です。

このようなことから、今回の増改築計画では、火葬炉の更新をするにあたって既設建物に火葬炉が納まらないことから、平成 16 年に策定した改修案を踏まえ、工事中に仮設炉を 3 炉を設置し、紫雲苑の火葬炉棟の改築に主眼をおいていた A-1 案、さらに使い勝手を考慮した、待合室も改築していく A-2 案について検討を行ったものです。しかしながら、これらの案は、今回の基本計画でも示されておりますとおり、工事中の駐車場の確保が困難なこと、工事中に仮設炉 3 炉の火葬業務では、利用者にご不便をお掛けするということから、去る 2 月 4 日の管理者会議では、まず、既設待合棟の場所に駐車場を確保し、その後、現在の駐車場に 6 基の火葬炉を建てた後、既設火葬炉を撤去することで、A-1、A-2 案の問題をクリアできることから B 案で進めていくことが確認されたところでした。以上です。

議長 6 番、西澤伸明君。

西澤議員 それでは、山内議員と重なる部分もございますが、また確認する意味もございますので、質問をさせていただきます。

私の質問は、ページ数で 13 ページ、同じく紫雲苑増改築工事実施設計委託業務についてであります。

1 つは、3 つともが関連いたしますので、併せて質問させていただきます。先ほども、山内議員が申しましたけれども、平成 16 年 2 月発表の「紫雲苑火葬炉設備機能調査および改修案」についてのコピーをいただきました。本文を読ませていただきました。非常にこの部分では、合理的に書かれているなど、概括ではあります。そういう感想を持ったのであります。そして、その改修案は、部分改修というようにされていたのではないかとこのように思います。その点について、見解を伺います。

平成 16 年の改修案、どのように取扱ったのか、今回の全面改修、それを受けての取扱い、改修案ですが、どのように取扱われて今回の全面改築となったのかということでもあります。

3 つ目は、今回全面改修とされたわけですけれども、建物も含めて、先ほど場長の方から、全面改修となった理由を述べていただいたと思いますが、今回、予算書の一番最後に、議案 4 号の関係、別添の概略というところで、彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算案の

概略のところに、最後の末尾のところに書いてあります、「一方、愛荘町からは、」というふうに書かれていまして愛荘町が、この斎場の事業に参入をする意向だということでありましたが、今回全面改修となったことと、当事業への参加意向されていることが関連あるのかどうかという点でご見解をよろしくお願いいたします。

議 長
紫雲苑場長

紫雲苑場長。

まず、平成 16 年 2 月発表の「紫雲苑火葬炉設備機能調査及び改修案」は、部分改修との方向ではなかったのか。とのご質問にお答えいたします。当時は、稼働後 20 年目で主に火葬炉設備の改修案でありましたが、本年 4 月からは稼働後 29 年目に入ることから、今回の計画では火葬炉設備の機能、あるいは既存建物の現状調査・評価・検討を行い、その結果を基に、本施設における火葬炉設備や建築物の改善計画を策定したものでございます。

次に、平成 16 年の「改修案」はどのような取り扱いになり、今回の全面改築となったのか。そして、今回なぜ、部分改修ではなく建物も含む全面改築としたのか。また、愛荘町が当事業への参加意向されていることと関連があるのか。とのご質問について併せてお答えいたします。

昨年平成 24 年度当初予算審議において、今回の紫雲苑増改築検討基本計画の策定に関する予算をお願いした時点では、私どもも平成 16 年に策定した「紫雲苑火葬炉設備機能調査および改修案」において、火葬炉設備のダイオキシン対策が盛り込まれていることから、この計画案を基に改修・改築の内容や規模を想定していたところでした。

現状の火葬炉設備は、最近の火葬炉設備と比較すると、不足する設備も多く、旧式の炉形式です。平成 12 年 3 月に当時の厚生省より発表のあった「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」にも対応できていない状況です。健康への影響、環境保全等の観点からも、ダイオキシン類の削減対策に早急に対応する必要があります。これらを改善するためには、主燃焼炉に付随した再燃焼炉、排ガス冷却設備、効率の高い集じん設備、強力な誘引排風機等を備えた火葬炉設備が必要となります。

これらの設備を導入するには、考慮しなければならないことが 2 点出てまいりました。まず 1 点目は、先ほども申し上げましたが、平成 17 年に発覚した構造計算偽装事件、いわゆる姉齒事件を契機に、平成 19 年 6 月、建築基準法が大幅に改正されたことにより、既設建物の増改築が以前よりも厳しく制限されてきていること。そして 2 点目といたしまして、平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が厚生省からすでに示されており、平成 16 年に策定しました改修案でもダイオキシン対応の火葬炉となっておりましたが、その後の火葬炉メーカー側が削減対策指針に対応した炉を順次開発しており大型化していることです。

このようなことから、現況の火葬炉設置スペースに比べかなり大きな設置スペースとなり、平面的には 2.5 倍から 3.5 倍、断面的は 1.5 倍程度となります。現況の建物を利用しての設置は大規模な構造体の変更が必要となり、現行の建築基準法ではそのような変更は困難であり、全面建替えが必要となってきたものでございます。

今回の計画案では、既設待合棟を一部解体し、駐車スペースを確保した後、現在の駐車場の位置に火葬炉棟を建設します。新しい火葬炉棟が完成後、既存火葬炉を解体し、待合棟を建設する計画です。

また、愛荘町が利用されています愛知郡広域行政組合の火葬炉も更新期間を迎えることから、愛荘町内部でご議論され、今回、当組合の斎場事務への参加意思を示されたもので、本計画は以前から検討しており、関連はありません。

議長 6 番 西澤伸明君。

西澤議員 3 つとも関連をしますので、私の再質問は、平成 16 年に発表されましたこの改修案については、37 ページに書かれています。本施設における主要な機械設備は、耐用年数を過ぎている。15 年が基準であるというように述べてあります。そして、2 のところで、「したがって既存の火葬炉設備で継続して使用することは可能であるが、ダイオキシン排出防止については、既存の施設設備では対応が困難であり、新しい炉設備に改修することが必要である」というように、この方向での方向付けを決めているところの文章だというふうに私は思いますが、その結論を導き出したところにも、平成 12 年 3 月の厚生省の「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」

が、すでにこの時に示されたうえで、この改修案に盛り込まれたうえで、この改修案が出されています。ですから、そういう点では、先ほどの説明を聞いていますと、やはり火葬炉の新設備をするうえで、その火葬炉が大型化をして、周辺の建物を改修するうえでも、大規模改修が要ると。そしたら、それを中心とした炉を新設する、火葬炉を新設するという付随した大規模改修で済むのではないかというふうに思うんです。ですから、姉齒設計のあの事件以後の設計基準が厳しくなったということと、今回建物を全面改修しなければならないということが、かなり乖離が、隔たりがあるというふうに、私思うんですが、その点、どうなのかもう一度、説明いただきたいと思います。

議 長 紫雲苑場長。

紫雲苑場長 先ほども申し上げましたが、建築基準法が大幅に改正されたこと、あるいはダイオキシン類削減対策指針に基づいて、火葬炉メーカーが削減対策に対応した炉を順次開発して大型化になったということが、現在のスペースの中では収まらないことから、今回の計画に至った次第でございます。

議 長 西澤伸明君。

西澤議員 それでは、最後にですね、平成 16 年の発表されました改修案については、ここで 37 ページに言われている新しい炉設備に改修することが必要であるという結論を付けたうえで、具体的な計画がなされています。そして、59 ページに試算がされています。試算の中には、仮設を付けた場合も含まれて、合計ですね 4 億 9,270 万円という概算の部分が出ておりますが、この案を受けた実行は、部分改修であれ、どういう規模であれ、火葬炉の改修、これに基づいた改修は実行されたのか、それとも見送ったのか。見送ったときの理由も説明いただいて、ご説明をお願いいたします。

議 長 紫雲苑場長。

紫雲苑場長 改修案は作成しておりますが、当時、中山投棄場の工事の方を優先しまして、今日に至ったわけでございます。

議 長 他に、質疑は、ありませんか。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。

以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

議長 これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

議長 山内善男君。

山内議員 今も、議案第4号による質問を行わせていただきました。私の質問も、西澤議員の質問も、そうでしたけれども平成16年に策定されている彦根犬上広域行政組合自身が出したこの改修案から、今場長の方からも質問についてご説明いただきましたけれども、やはり十分、私自身も聞いておりました納得することができませんでした。これ、やはり19日に説明して、26日の今日、大まかな方向を決めてしまおうということですので、非常にスピードとしては、あまりにも早いのではないかと思います。先日19日、全員協議会の場で、愛荘町の方からもおっしゃいましたけれども、愛荘町が加入するについて、約半年間、議会の中で審議をしてきたというふうにおっしゃっていました。特にこの広域行政組合では、先ほどもおっしゃいましたけれども、3つの大まかな課題を抱えた、その中の1つです。紫雲苑の問題については、3つの課題の大まかな1つであります。そしてまた、全面改築の11億円を投資をする事業であります。そういう意味で言いますと、執行者側の提案が是か非か言うことよりも、やはり議論が深められて、執行者側の皆さんも、議会も、胸を落として進んでいくということが大事かというふうに思います。そういう点で言えば、この部分についての採択については、理法して議論を深めるということをご提案いたしまして、討論といたします。

議長 他に、討論はありますか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。

議長 これより、採決を行います。

議案第4号「平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算」を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

— 起立者 多数 —

議長 ご着席願います。
起立多数であります。
よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

【一般質問】

議長 次に、日程第 7、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する「一般質問」を行います。

議長 一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。
その順位は、13 番 西川正義君、5 番 山内善男君、6 番 西澤
伸明君の順序とし、まず 1 番目、13 番 西川正義君。

西川議員 私は、広域ごみ処理施設移設等につきまして、質問をさせていただきます。現在の彦根市ごみ処理施設につきましては、昭和 52 年に建設されまして、施設の老朽化等により近い将来、ごみ処理施設の更新が不可欠となってきていることは承知しているところでございます。また、新たなごみ処理施設につきましては、1 市 4 町の広域処理施設として、これらの首長により組織されました一般廃棄物処理広域化事業促進協議会によって方針決定されることとなっていると認識をしております。このような中で、昨年 7 月に、新たな広域ごみ処理施設について、三津、海瀬の農地を候補地とした建設計画や現地調査の了解を得る地元説明会が開催されました。その両町におきましては、賛否をめぐりまして、町内外の混乱を招いていると聞き及んでおります。当該施設の建設には、専門的コンサルタントの調査委託につきましての結果、これにつきましては、当然ではございますが、今回そのようなことを踏まえながらも三津、海瀬町を、1 市 4 町の首長で選定されました根拠についてお尋ねをいたします。この点につきましては、三津、海瀬町の開発委員会の誘致活動は無かったのか、いわゆる地元からの誘致活動は無かったのかどうかをお尋ねいたします。

また、その後の両町への対応についてですが、現在の状況について

て把握されている状況がございましたら、お尋ねをいたします。

さらに、この広域ごみ処理施設の問題につきましては、今後、どのように協議会として進めていかれるのか、お考えがあれば所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点よろしく願いいたします。

議 長
建設推進室長

建設推進室長。

それでは、三津町・海瀬町を候補地とした根拠についてのご質問にお答えします。

湖東地域の新ごみ処理施設の候補地につきましては、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会において、平成20年に彦根市石寺町地先での建設を断念されてから、候補地となりうる土地について、情報の収集をしながら選定に取り組みられてきました。その中で施設用地としてどうかのお申し出をいくつか受けたものの一つが三津町・海瀬町地区であり、地元土地開発委員会からお話をいただいたものでございます。このような土地を含めて各市町からの推薦を受けて、1市4町全域を対象として、候補地選定支援の業務委託を行いました。この委託業務では、これらの土地について、約4ha以上の面積やアクセス道路の有無など、抽出する土地の要件を整理して抽出した4つの土地について、安全面、環境面、経済面等の幅広い観点からコンサルタントに相対的に点数をつけていただきました。その点数化をした資料をもとに、昨年4月から5月にかけて、2回選定会議を開催され、相対的に評価の高かった三津町・海瀬町地区について、現地に立入りをさせてほしいと、促進協議会として地元にお願いされたものでございます。

続きまして、2点目の、両町との対応について把握している現状についてのご質問ですが、湖東地域の新ごみ処理施設の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会で、その建設用地の選定を進められ、昨年5月に彦根市の三津町・海瀬町地区を候補地とし、昨年7月に住民説明会を開催、地元住民の皆様にご案内されたうえで調査を進められてきました。一方、地元においては、その7月の住民説明会を受けて、8月から9月にかけて、両町それぞれで意見交換会を開催され、また三津町においては、土地開発委員会による

地権者の会議を数回開催されたと聞いております。そうした会議の結果を踏まえて、最終的に、海瀬町からは、昨年10月29日に「ごみ焼却場建設について今後進めないこととする」、三津町からは先週の2月20日に「建設申請を取り下げること決定した」というお申し出を開発委員長名でいただいたところです。

現在の状況としては、以上でございます。

議 長 管理者。

管 理 者 ただ今、建設推進室長から経過について説明があったわけですが、この経過を踏まえましてですね、いわゆる促進協議会の会長としてのですね、今後の考え方というご質問について、お答えしたいと思います。

ただ今、建設推進室長が、申しあげましたように昨年10月29日には、海瀬町から、また今年の2月20日、つい最近でございますが三津町の方から、開発委員長名で文書をいただいたわけですが、特に2月20日にいただいた文書について、もう少し詳しく申し上げますとですね、三津町の開発委員会としては、2月17日に地権者会議を開催されたということございまして、この会議の結果ですね、建設推進の同意が得られなかったということございまして。そういうことで、開発委員会委員長吉島さんの名前で、最終的に建設申請を取り下げること決定しましたと、こういう文書をいただいたわけでございます。このような内容でですね、海瀬町、三津町の双方の開発委員会から、結論として建設申請は、もう取り下げらんだというご返事をいただきましたので、急遽、この促進協議会の委員である4町の町長さんにですね、こういうような内容であるので、最初お申し出を受けたんだけど、取り下げるとおっしゃっているんで、今後この海瀬町あるいは三津町においてですね、さらにごみ焼却場建設の話を進めることは、極めて困難になったと考えるので、簡単に言えば、ここでさらに話を進めるのは、止めたというお話をしたわけでございます。そういう関係で4町の町長さんもですね、そういうことならば、やむを得ないというようにおっしゃいましたので、本日、この場をお借りしてですね、という言い方はおかしいですが、改めまして、ここでの推進は、断念したということをお知らせしておきたいと思っております。以上です。

議 長 西川正義君。

西川議員 今の管理者の方のお話で、十分ご理解をさせていただいたつもりでございます。

この三津、海瀬につきましては、特にですね開発委員会というものを作成しながら、農地についてのいろんな利活用について検討をされている委員会だと伺っております。そういう意味では、この広域ごみ処理施設以外にもですね、そういったことについては今後も検討していただきたいなというふうにお問い合わせ申し上げたいと思います。以上でございます。

議 長 これは、管理者に対しての要望ですね。

管 理 者 今のご要望につきましては、コメントをしておきますが、確かにこの三津町開発委員会からの、ただ今申し上げた文書にもですね、従来通りいろいろな開発としての施設の誘致希望は、今後もお願いしたいと、こういうようなことを明記しておられますので、それは私としても、十分分かっておりますが、これは、先ほども言いましたように広域ごみ処理施設についての話はこれで終わりということであって、あとは、彦根市長としてですね、いろいろと配慮していきたいと思っています。

議 長 5番、山内善男君。

山内議員 私のほうも、新たな広域ごみ焼却施設の建設について、質問させていただきます。

いま、西川議員の方から、お話をされましたので、あまり立ち入ってはお話をさせていただきますませんが、特に4箇所の候補地のうち、第1候補地とされた三津、海瀬町地先について、いろいろな経過がありましたけれども、こういうような結論に至りました。あの、ところが私自身、非常に不可解だと思っているのは、1番目の質問にありますけれども、第1候補地を三津、海瀬町に決めて、それから一定の事の経過をこの議会の中でしっかり報告するべきことではなかったのかなというふうに思います。西川議員の質問や私の質問で初めて執行者側の答えが出てくるというような、私自身は、非常に不可解に思っているのですけれども、その点、1点目お伺いいたします。

2点目については、いまお答えいただきました。

3 点目についてなんですけれども、滋賀県一般廃棄物処理広域化計画の中の地元住民の理解と協力に対する配慮からして、今回の行政対応から教訓にすべきこと、ということで、やはり住民に公開し、民主的に手続きを進めることが非常に大事ではなかったのか、ということです。もともとこの計画については、3 年前から、今から言いますと3 年前になりますけれども、三津、海瀬の開発委員会と広域行政組合と現地に対する計画なども含めてやられていたというふうに聞いておりましたけれども、一切、住民に対して口外をしないようにということで言われてまいりました。そういう中で、第 1 候補地となって、7 月の 14 日に、突然、説明があって、地元の皆さん、大変、突然のこととして面食らってしまったわけですが、やはり当初からきっちり住民に公開して住民に公開して、ことを進めていくということが大事ではなかったのか、というふうに思います。ぜひ、そういう点で、今回、石寺のときでもそうでしたし、今回の三津、海瀬町の部分でも、そういった手続きが本当に必要ではなかったのかという観点でお伺いをいたします。

議 長 管理者。

管 理 者 まず、経過報告の問題でございますが、先ほど建設推進室長からお話ございましたように、まず、第 1 弾として、地元の開発委員会の方から打診を受けたということでございます。開発委員会だけではなく、関係する方々からもですね、どうだろうかというお話がございましたので、そういう意味で私どもとしては、最初から三津、海瀬ありきでということをやっていたわけではなくて、やはりお話があった以上は、真摯に受け止めてですね検討すべきだと、こういうふうに考えて、候補地の中にも入れさせていただいた。入れるについては、お話をもってこられた方々の了解を得ていたわけでございます。ただ当時としてはですね、やはり、その時にですね、すでに広がってしまった場合にですね、なかなかいろいろと難しいことになるんじゃないか、だから差し当たって適地であるかどうか、少なくともそういう施設を引っ張ってこられるような場所であるかどうかだけでも、調べて欲しいというようなお話がございましたので、そういう意味では、その時点では公開せずにですね、候補地という形で調べさせていただいたということです。その上でですね、

ここならば、いろいろと問題があったわけですが、建てられない場所ではないだろうという結論が出ましたので、そこで初めてですね、現地で説明会をさせていただいたわけですが、これを民主的というか、早くから公開してはどうだ、ところが、この公開したのはいいが、全然建てられない場所だったというのでは話になりませんので、その点をご理解いただきたいと思います。その点は率直に申し上げまして、石寺の場所はですね、逆にある程度、地元の皆さんはご存じだったけれども、結果的にですね、いろいろとボーリング調査なんかをやってみたらですね、全然不可能とは言いませんけれども、非常に困難な場所であることが分かったわけですが、そういうような前後関係についてはですね、やはり一つのプロセスであってですね、というふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、もう1点ですね、私は、現地での説明会でも申し上げましたようにこのコンサルタントのいろいろな点数を付けるときにですね、三津、海瀬については、非常に地権者の数が多いということですね、そういう点では、点数は非常に低かったということをお話しを申し上げたいと思います。ですから、説明会のときもですね、やっぱり重要な場所についてはですね、買収が不可能であったならば、これは言うならば、こういう施設を建設するためのですね、必要条件が満たされないということになるわけですから、その時には残念ながら、断念することもあり得るということもお話いたしました。そういうような、いろいろな経過からですね、今回、先ほどの開発委員会からのですね、こういうような、わざわざ文書でいただきましたので、私どもは、これ以上進めることは困難であるというふうに考えた、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 山内善男君。

山内議員 3番目についてですけれども、るるご説明をいただきました。現地での説明会などを通しての経過については、それでいいのかなというふうに思うんですけれども、もう一つは、議会に対しての行政組合の対応の在り方です。やはり、それぞれ、例えば私、三津、海瀬で、彦根の出身の議員です。ここでこうやって、彦根の三津、海

瀬の彦根の部分でのお話をさせていただいていても、例えば4町出身の議員の皆さんからすれば、一体なぜこの彦根市の問題をここで、るるやるんだというふうに思っておられる方が多数だというふうに思うんです。そういう意味で言うと、やはりそれぞれ1市4町から候補地を出して議論をする場合、やはりそれぞれの議会できっちり納得をしていただいたうえで、広域行政組合の方に候補地として上げていくと、そのことが無くていきなりここへ来て、この場でしか議論ができないということでは、ちょっと今、私自身の経験からしても、非常におかしなことになっているのではないかというふうに率直に感じました。ですから、ぜひそういう点では、今後のあり方として教訓としていただきたいなというふうに思います。それから周辺町や当該町の皆さんの声を真摯に受け止めていただいて、今のような結論を出していただいたことに、最後にですけれども感謝申し上げたいというふうに思います。以上です。

議 長 管理者。

管 理 者 議会でということも、私も十分、わかります。本当は、議会でもお話したいのですが、ただご理解いただきたいのは、候補地ですね、ある程度手はお挙げになるけれども、当分の間は秘密にしておいてくださいよというところがほとんどなんです。それと同時に、先ほど申し上げましたように、私共は、どうですかと言われてもですね、その場所で本当に建設できるか、これはですね法的な規制の問題もありますし、地盤の問題もありますしね、いろいろなことがございますので、あんまり早くから明らかにしてしまっ、実際駄目になったという話ではですね、これは、私共、この事業を遂行していく者の立場から見ますとですね、逆に言うと、そんなことをやっていたんでは、一体何をやっていたんだというふうに言われますので、その辺の兼ね合いが非常に難しいということだけは分かっていたいただきたいと思っております。そういう点で、私共は、最終的に責任を負わなければならない1市4町の首長がですね、促進協議会という形でですね、いろいろと検討しですね、ある程度の話になったときにですね、議会の皆さんにもご説明したいと、こんなふうに思っておりましたので、その点いろいろとご不満あることはよく分かっていますけれども、一つ非常に微妙な問題であるということで、

ご理解賜りたいと思います。

議長 6番、西澤伸明君。

西澤議員 私の方からは、ただ今、管理者の方から現在での候補地選定をした中で、三津、海瀬の候補地は、これ以上進められない、断念というお話を聞かせていただきました。そこで改めて、私は、広域化計画の根本的な見直しが必要なのではないかということで、一般質問をたてさせていただきました。

私が申すまでもなくですね、それぞれの自治会で強い反対の意思が示されたわけですが、このもとを正していきますと、国、県が指導的に進めましたごみ処理の広域化計画、これは平成11年の3月付けで県がその概要版を発表して、私達に、その文書を目にすることが、概要版であります。今見させていただきました。そういう点でもですね、ごみ処理という問題は、非常に微妙な問題、しかし、私達人間がですね、社会生活、消費生活をするうえでは、その問題に向き合うこと抜きに考えられない、避けて通れない課題だという点では、私も共通して思っております。そこで広域化で出された内容が、こういうように石寺地先、これは、質が違うように管理者も話をされましたが、今回の三津、海瀬での候補地での断念ということを受けて、広域化計画の中でのごみ処理、そのものが非常に大変な状況、つまり単位自治体、基礎自治体のところで、ごみ問題をどう行政と住民が向き合うかというところが希薄になる一つだと思います。そういう点では、この根本的な見直しをこの際、2回続けて候補地の挫折がありました。そういうところの根本的な見直しが必要なのではないかという点で、理事者側の見解をお尋ねいたします。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 それでは、単位自治体での検討に戻すべきではとのご質問につきまして、お答えいたします。昨年8月の議会でもお答えしましたように、一般廃棄物の広域化の取組みについては「彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画」を平成22年8月23日に提出し、1市4町の枠組みでごみ処理の広域化を図っていくことで、すでに平成23年2月2日、環境大臣の承認を得ております。また、平成22年3月に、市町の各議会で承認いた

だいたように、1市4町の新しいごみ処理施設の建設に関する事務を彦根愛知犬上広域行政組合に移管し、当組合を事業主体として進めることとなったものでございます。

住民と行政が協力し、合意を整えることが可能となりやすいということと、このように段階を踏んで取組みを進めてきました広域化での取組みは問題が別でありまして、見直しが必要であるとは考えておりません。以上でございます。

議長 西澤伸明君。

西澤議員 広域化の問題と今回とは関係が無いという答弁ではございましたが、今は、看板はございませんが、多賀町を走りますと彦根市のごみ焼却場を反対と、あそこは中川原でしたですかね、あの周辺などにですね、大きな看板が建ってありました。今でも一部建ってあるかも知れませんが、そういう点では、広域化で処理をする、つまり私共甲良町で発生したごみを、彦根市に委託というか、ごみ処理をしてもらうわけです。また、どの地域になったとしても、彦根市のごみを甲良町で燃やす場合も出てくる、こういう点で、他の地域の住民が出したごみを、なんでうちのところが引き受けんなあかんのやと、住民感情の問題が一つの要素として流れてきます。それと、広域化の最大の弱点は、地域住民と行政、そして単位のところで、じっくりとごみの問題について向き合うということになかなか成りにくいんです。私も議員にならせていただいて、初めて、この平成11年3月付で広域化の概要計画が発表されてたということがわかりました。その中で、2007年3月23日付けで、私共は、嘉田知事に対して要請書を出したわけですが、この中に広域化の指導を撤回するように、白紙に戻すことと、地域の基礎単位で、そのごみ問題に向き合えるような指導に改善するようにということで申し述べています。その中ではですね、私共が考えているごみ問題についての基本的な考えを1、2、3、4、5というように並べさせていただきました。その中の全文は読みませんが、広域化計画の最大の欠陥は、資源循環システムへの転換を求めている、求められているというように、広域化計画の中に述べているわけですが、ごみ大量排出の現況に全く触れずにですね、ダイオキシン類削減対策などを口実に広域化のみを推進すると言わざる得ませんと、広域化

は、自ずと大型化につながり、ごみ処理の責任と膨大な財政負担を自治体に負わせるものとならざるを得ませんというふうに述べています。そして、山内議員も引用しましたが、広域化計画は、広域化の実現に向けた今後の取り組みというところで、今まで以上に周辺住民の理解と協力が不可欠であり、計画の段階で十分な住民説明を行うとともにというように述べています。そして、大量のごみが出る原因がですね、内閣府の世論調査、2001年で、12年前の調査ではありますが基本的には変わっていないというふうに思います。ごみが大量に出る原因は何ですかという問いに、内閣府の調査で、使い捨て商品が身の回りに多すぎる、これが65.1%です。大量消費、大量廃棄にあると答えた方が70.5%となっています。そういう点で、5番目に私たちが結論付けていますのは、身近な問題としてのごみの分別、減量化に取り組むことは勿論のこと、政府の責任で拡大生産者責任の根本、原則を確立することが重要だと考えています。さらにごみ処理の建設は、ごみの減量化前提にした最少規模の施設であり、建設に当たっては、市民、町民の公開を原則に、市民参加合意を進めるとの基本を確立するべきだと考えています。この拡大生産者責任は、廃棄までを生産者が、責任を負うという仕組みですけれども、これは、この当組合で法律を作ることはできません、けれども、そういう困難を抱えて、現場で苦勞している理事者の方々、そして私たち住民もですね、こういう世論を高めていくことが非常に大事だというふうに思います。それで、先ほどの答弁であります。この広域化の下でですね、断念に今回なった原因を根本的なところで総括をし、先ほどもありましたが計画の段階で、また建設が成就するまでのハードル、それぞれの建設までのプロセス、そのものを公開して、例えば5候補立てて、建設予定地を上げる、けれどもその中で地質の調査でクリアができるかどうか、法的な要件でクリアできるかどうか、ということがあって、住民も納得し、また地権者もですね、行政側と取引を住民の知らないところでやり取りをしなければならない苦痛も、私はあったというふうに思います。そういう民主的なルールが確立をされて、公開をし、そしてそういうもとで断念になるか、候補地の不適地になる場合、場所もあるんだということで、それぞれの住民が納得できる公開ルールがですね、

要るのではないかと思いますので、所見をお伺いします。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 何点か、お尋ねいただいたと思いますが、お答えできる限りでお答えさせていただきますと、まず1点目ですが、最初におっしゃったのが、よそのごみを、なぜうちで処理しなあかんのか、うちの自治体で処理しなあかんのかというようなご質問ですが、もともとの広域化で取り組むメリットと申しますのが、リサイクルの推進、資源ごみを今までよりさらに効率的に回収するでありますとか、ダイオキシン類削減対策に代表されますようなごみ処理設備の高度化や、またごみ発電、温水などのエネルギー利用の点、さらに施設の運転コストの縮減など、単独よりか広域で運転した方がメリットがある、そういったことから各市町が広域化で取り組んでおられることと思います。

次にですね、住民の意識が希薄になるのではないかということですが、これにつきましては、促進協議会の構成団体として、それぞれの市町が首長が構成員として取り組まれておられますので、そういったことが無いように取り組まれておられることとございます。また、広域化＝大型化ということですが、これにつきましては、循環型社会形成推進計画、そのもとになりますのが各市町が、現在、一生懸命減量化に取り組まれておられまして、その減量化された結果、それでも燃やさざる得ないごみ、それにつきましては、当組合の方で建設しますごみ処理施設で処理をしていくというのが本来の趣旨でございますので、そのようなこととご理解いただきたいと思っております。

さらに、最後には、候補地の問題ですが、先ほど管理者の方が申し上げましたように、立地につきましては、その地権者の方、また利害関係の生じる方、非常に微妙なところがございますので、最初から公開ということは、なかなか難しい面があるかと思っております。ただ、そのような状況であっても、ごみ処理施設の候補地の選定、そういったことにつきましては促進協議会のほうで、住民の方にも理解いただけるような状況で候補地を決めていかれるものだと考えております。以上でございます。

議 長 他に、質問はありませんか。

議 長 「質問なし」と認めます。

議 長 以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして平成25年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

午後4時25分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

平成 25 年 3 月 15 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

議 長 北 村 収

議 員 嶋 中 ま さ 子

議 員 外 川 善 正
